



# DVの現状等について

令和2年11月27日  
内閣府男女共同参画局

甲第118号証

# DVの被害状況等

# 男女間における暴力に関する調査結果（平成30年3月公表）

## 調査の目的、対象

男女間における暴力に関する実態把握のため、平成29年12月に、全国20歳以上の男女5,000人を対象に、無作為抽出によるアンケート調査を実施  
3,376人（女性1,807人、男性1,569人）から回答（有効回収率67.5%）

## 調査項目

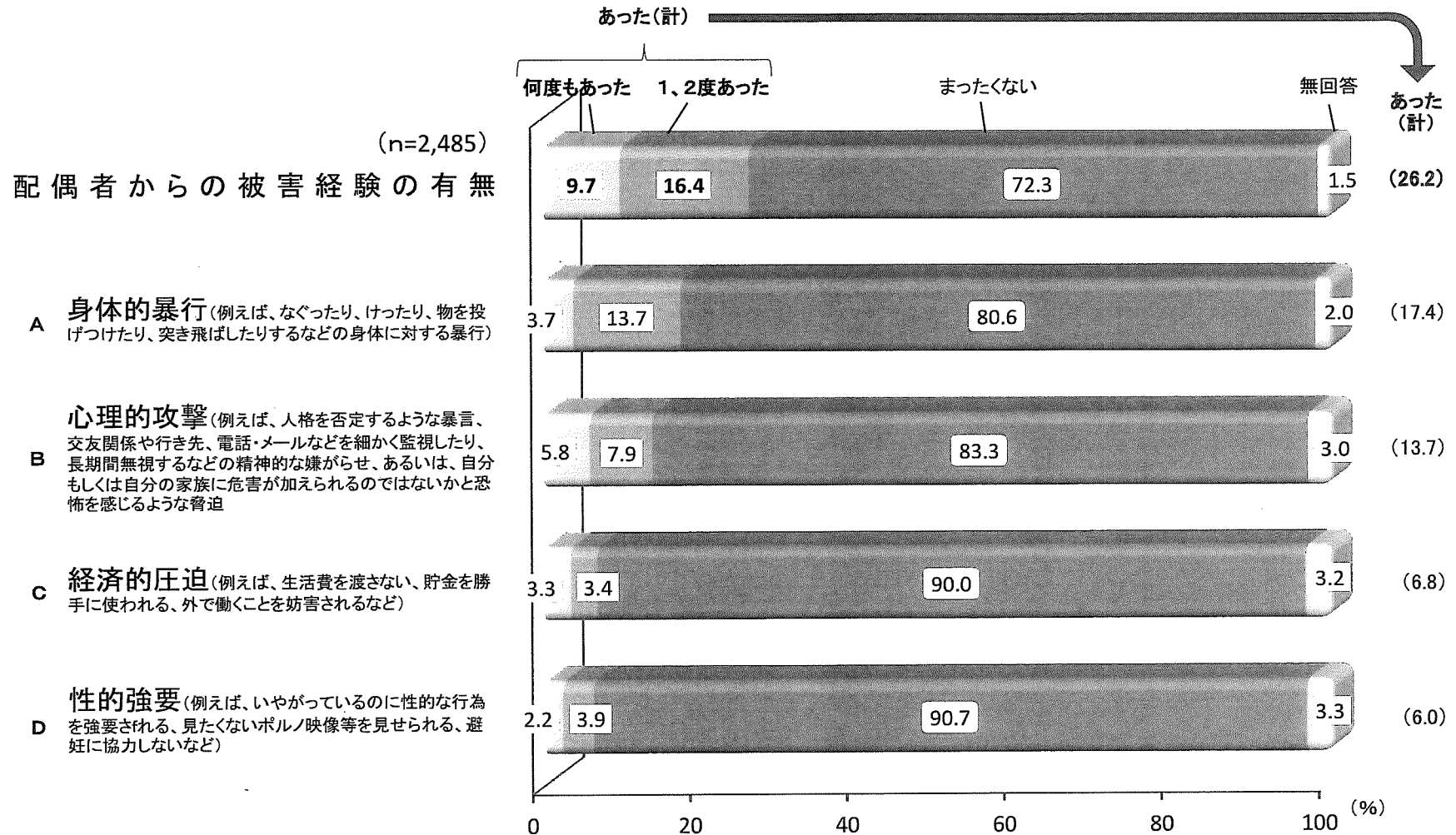
- ・ 配偶者暴力防止法についての認知
- ・ 配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知
- ・ 夫婦間での行為についての暴力としての認識
- ・ 配偶者からの暴力の被害経験
- ・ 交際相手からの暴力の被害経験
- ・ 特定の相手からの執拗なつきまとい等の経験
- ・ 無理やりに性交等された経験

注：「配偶者」には、婚姻届を提出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別、死別、事実婚解消）も含む。

調査結果掲載URL [http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/h11\\_top.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html)

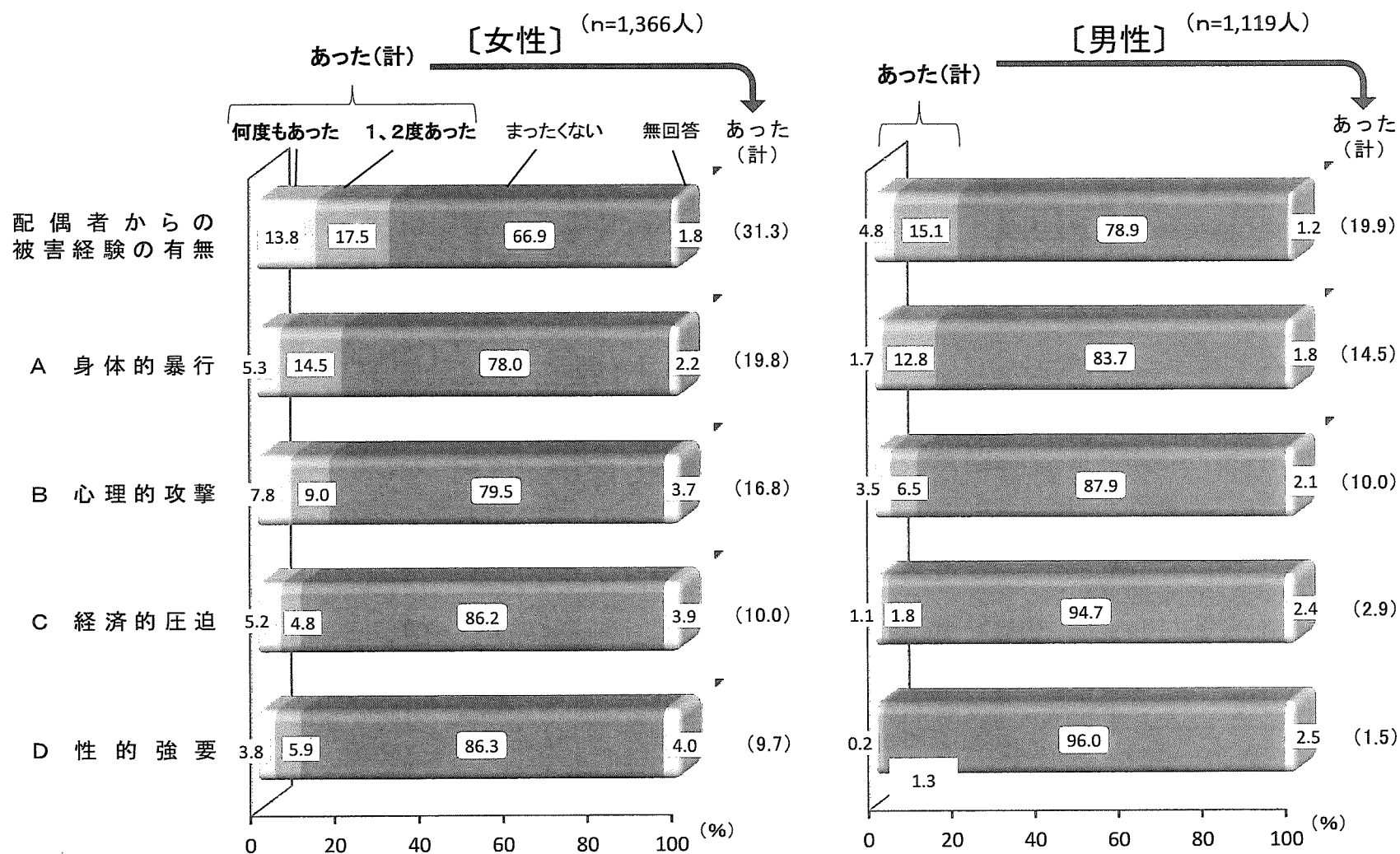
# 配偶者からの暴力の被害経験

約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある



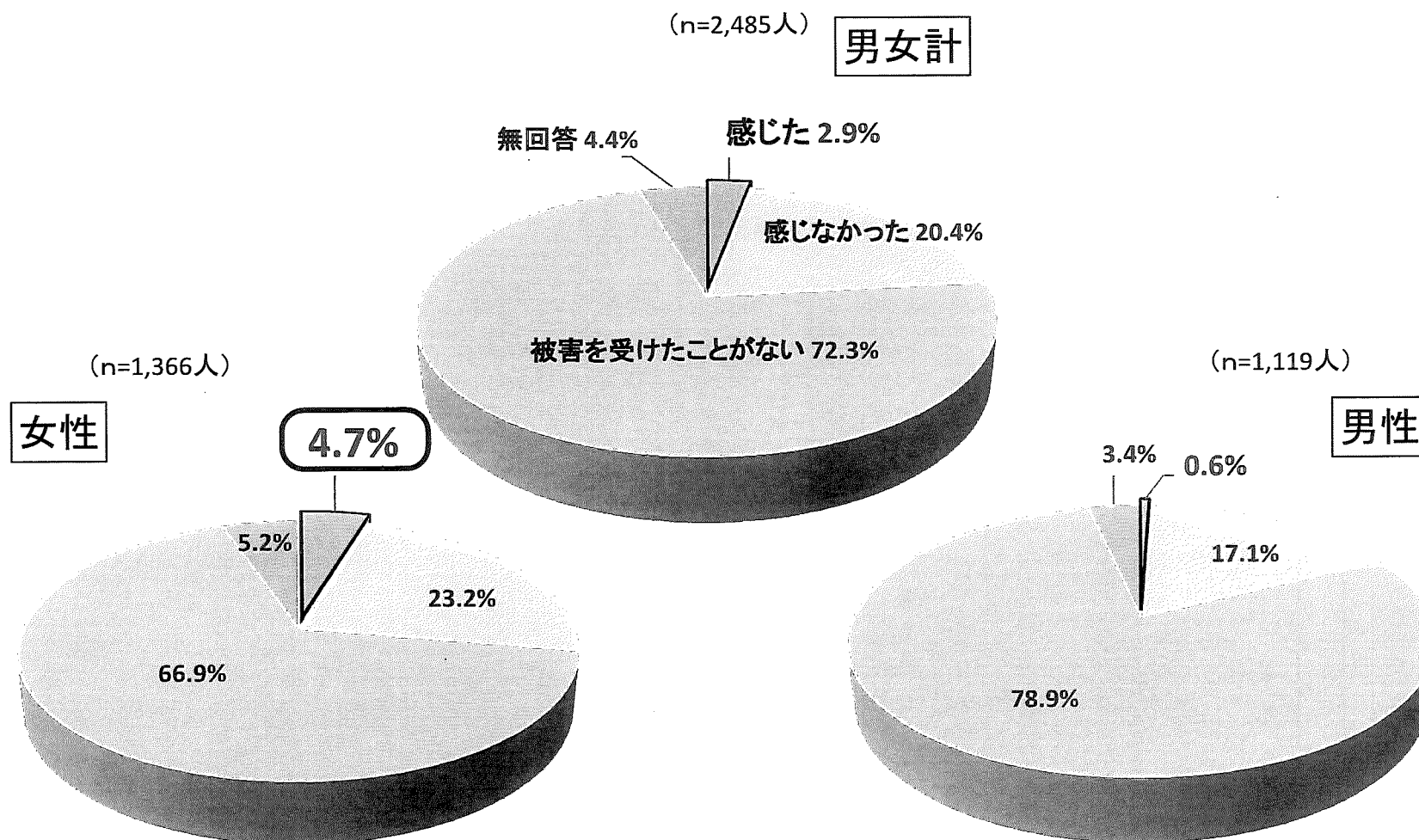
# 配偶者からの暴力の被害経験（男女別）

- ・暴力のいずれの行為も、女性の方が被害経験者の割合が高い
- ・女性の約3人に1人は被害経験があり、約7人に1人は何度も受けている



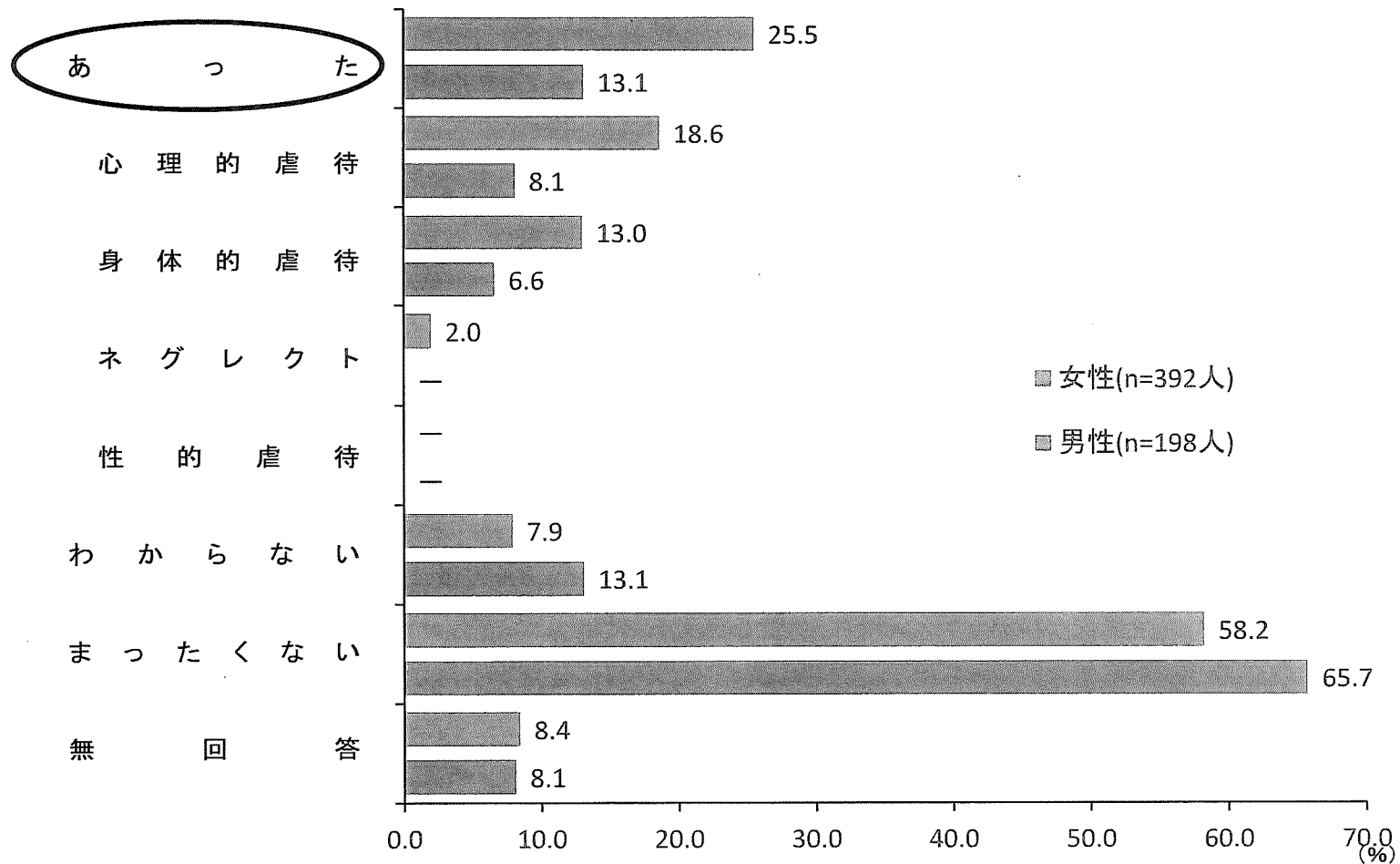
# 配偶者からの暴力被害により命の危険を感じた経験

女性(婚姻経験者)の約21人に1人が命の危険を感じたことがある



# 配偶者による子供への被害経験(複数回答)

子供のいる被害女性の約3割が、子供への被害経験も認識

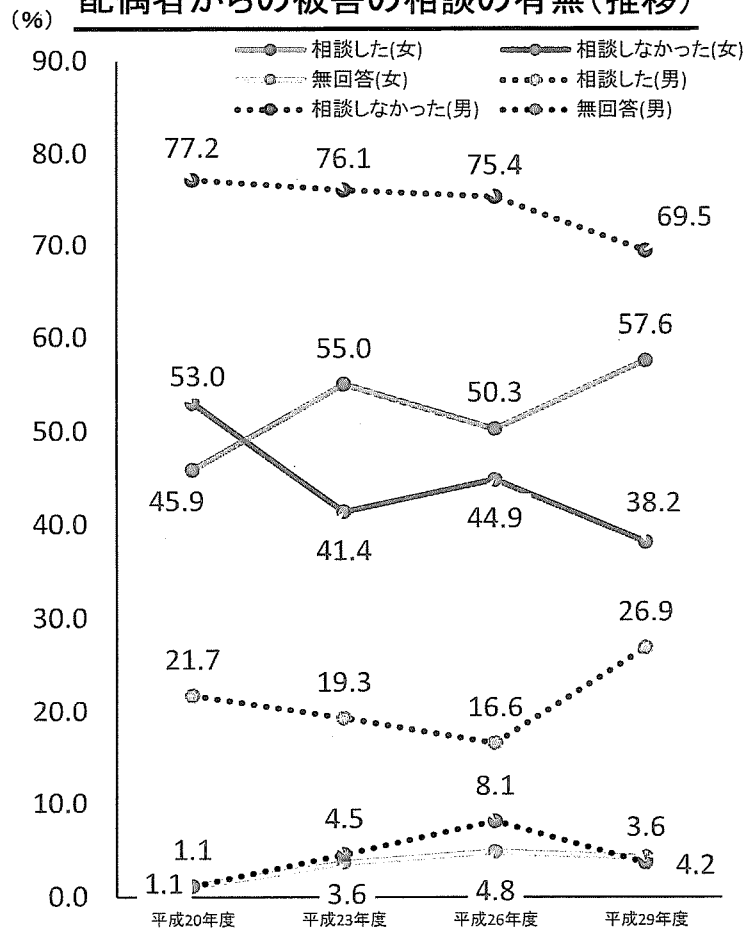


# 配偶者からの暴力被害の相談の有無、相談先

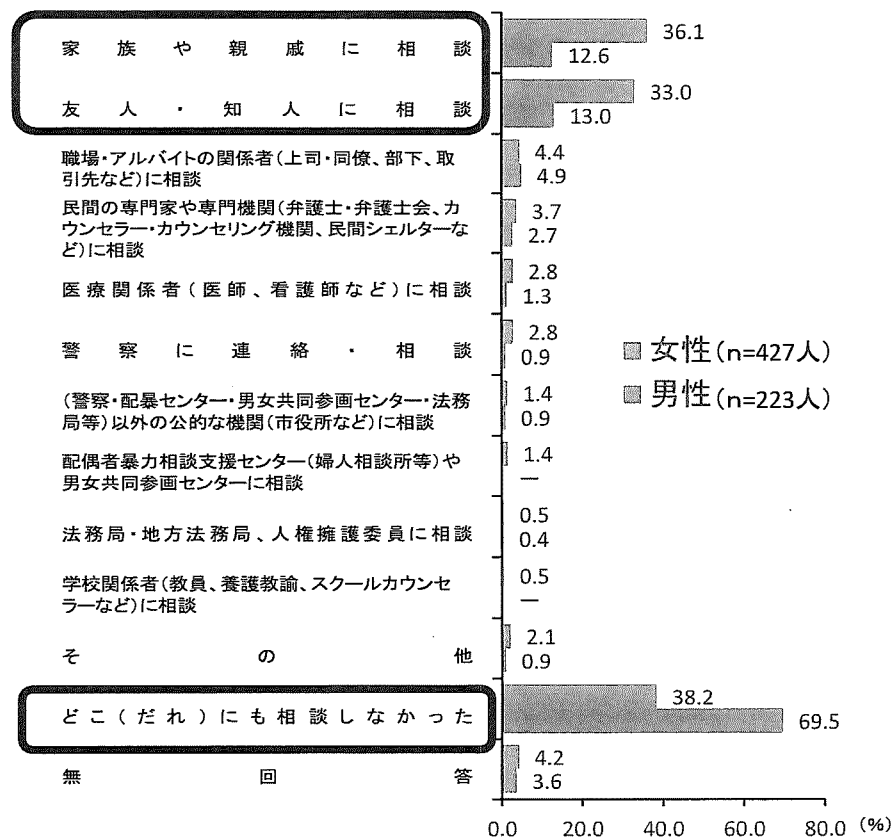
・女性の約4割、男性の約7割はどこ(誰)にも相談していない

・相談先の大多数は、家族・親戚、友人・知人

配偶者からの被害の相談の有無(推移)



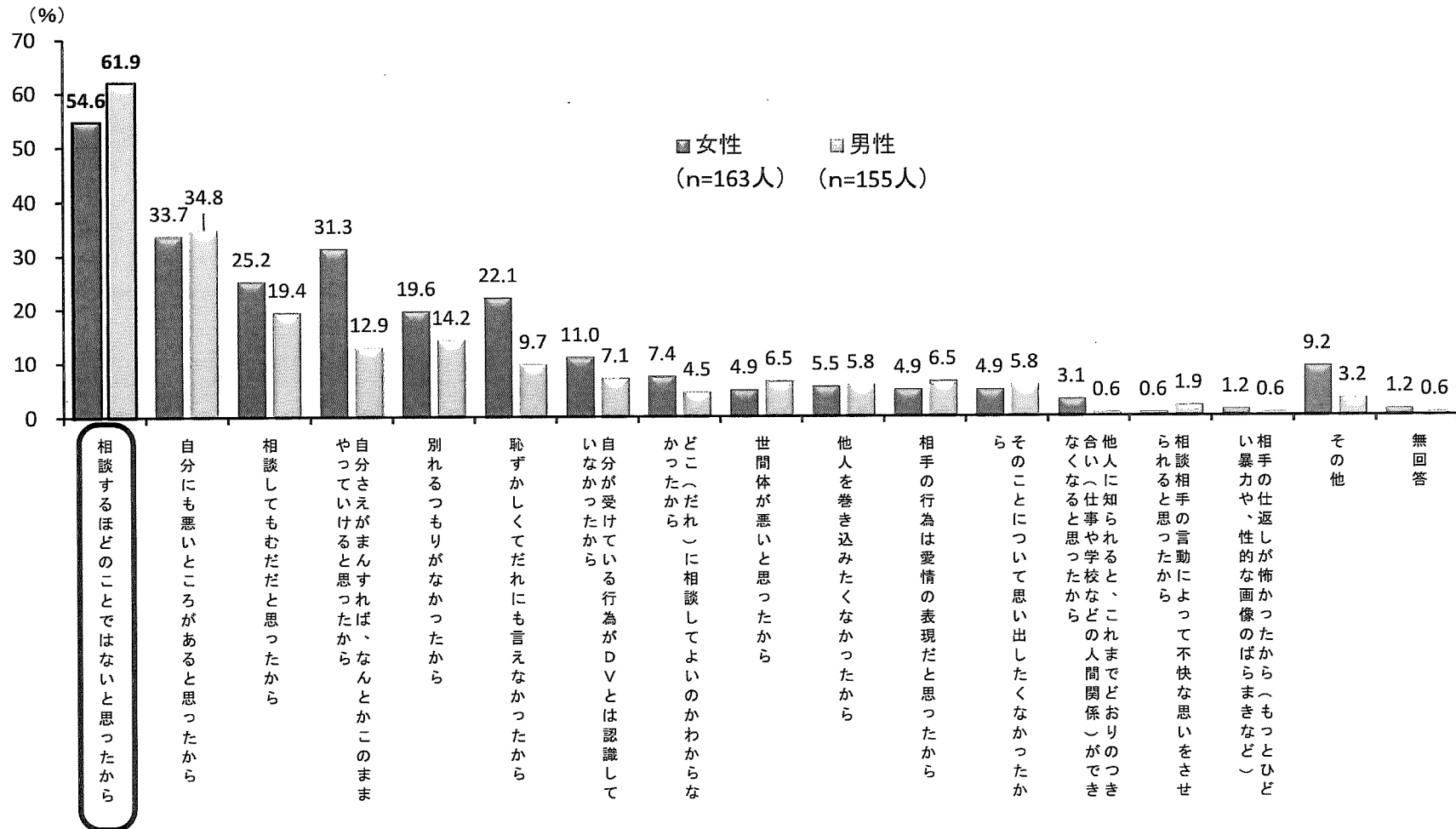
配偶者からの被害の相談先(複数回答)





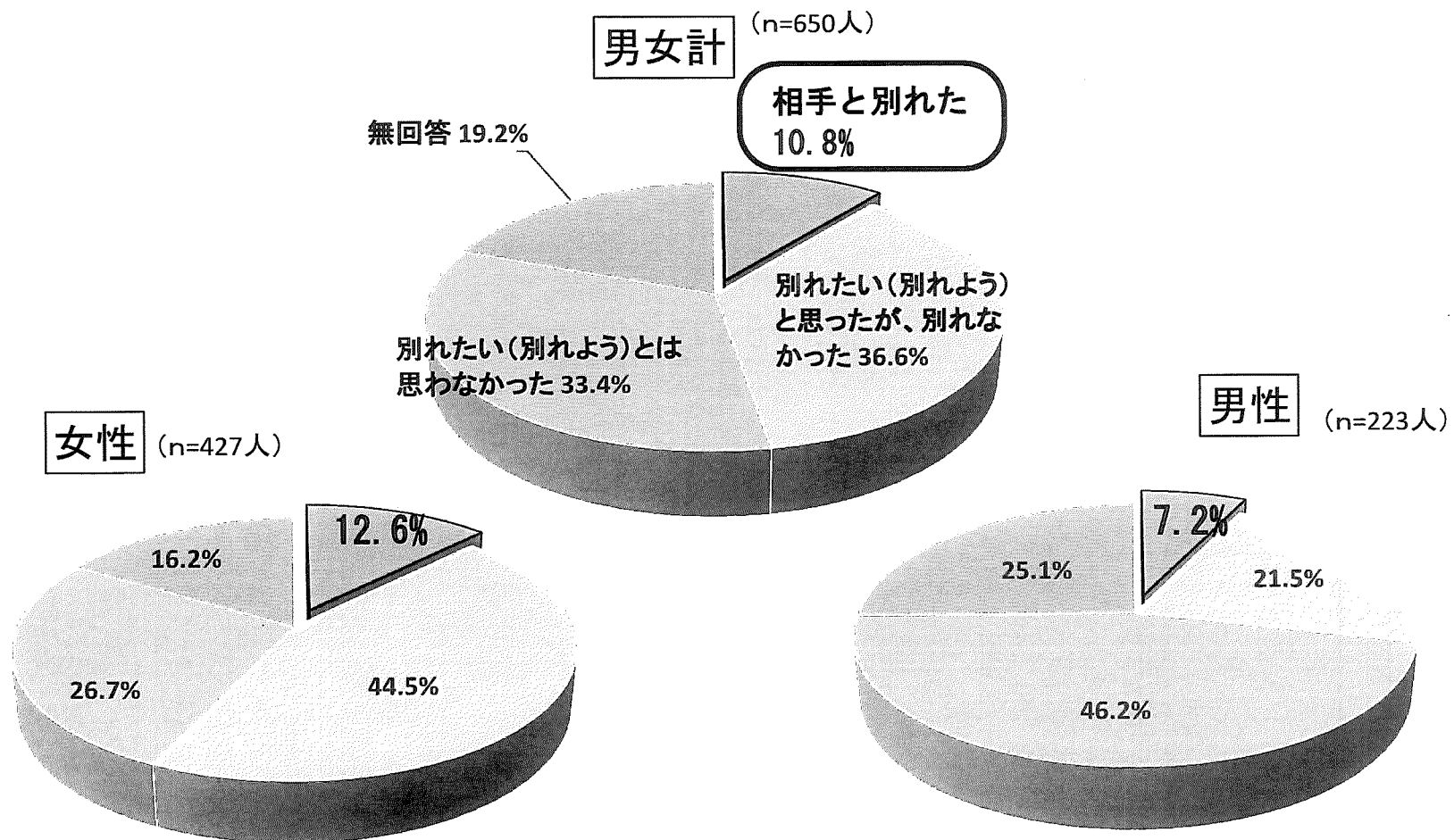
# 配偶者からの暴力被害を相談しなかった理由(複数回答)

男女とも、相談するほどではないと思ったからが最も多い



# 配偶者から暴力被害を受けたときの行動

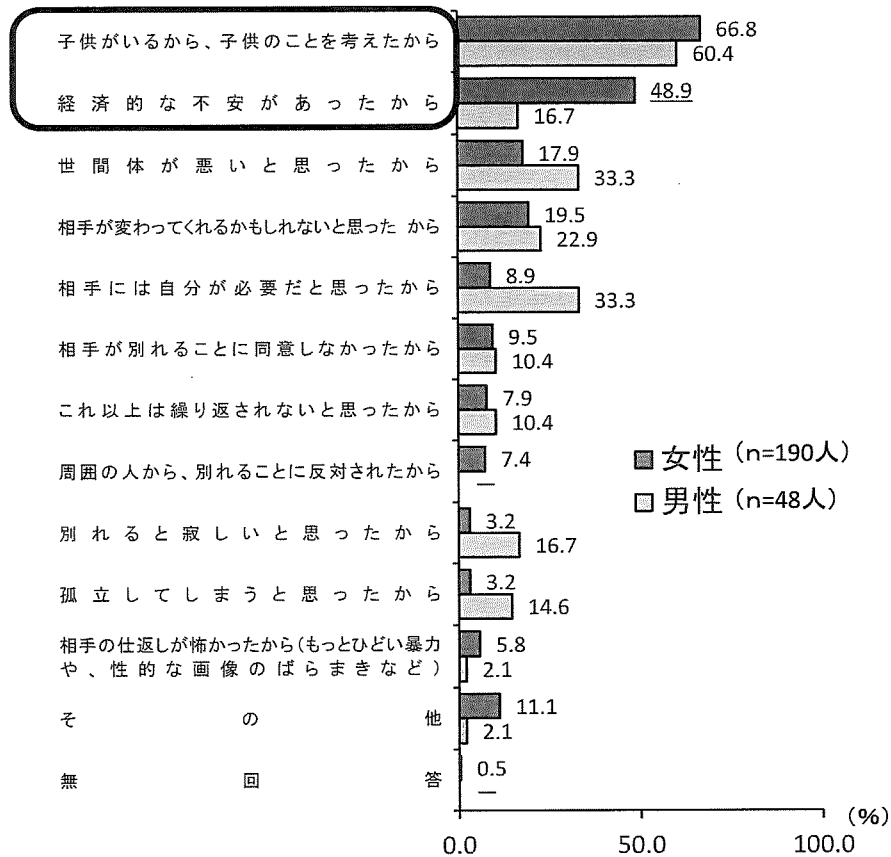
被害を受けた人のうち、相手と別れた人は約1割



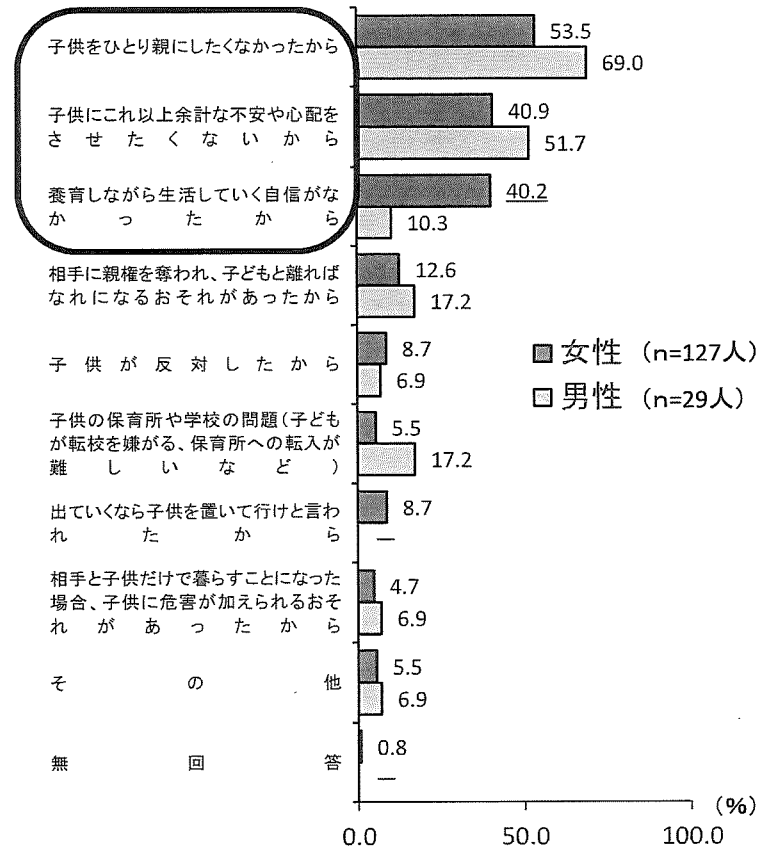
# 配偶者と別れなかった理由

- ・相手と別れなかった理由で最も多いのは「子供のこと」
- ・その最大の理由は「子供をひとり親にしたくなかったから」、次いで「子供に心配させたくない」
- ・特に女性は、「経済的不安」や「養育しながら生活していく自信がなかったから」の割合が高い

配偶者と別れなかった理由(複数回答)

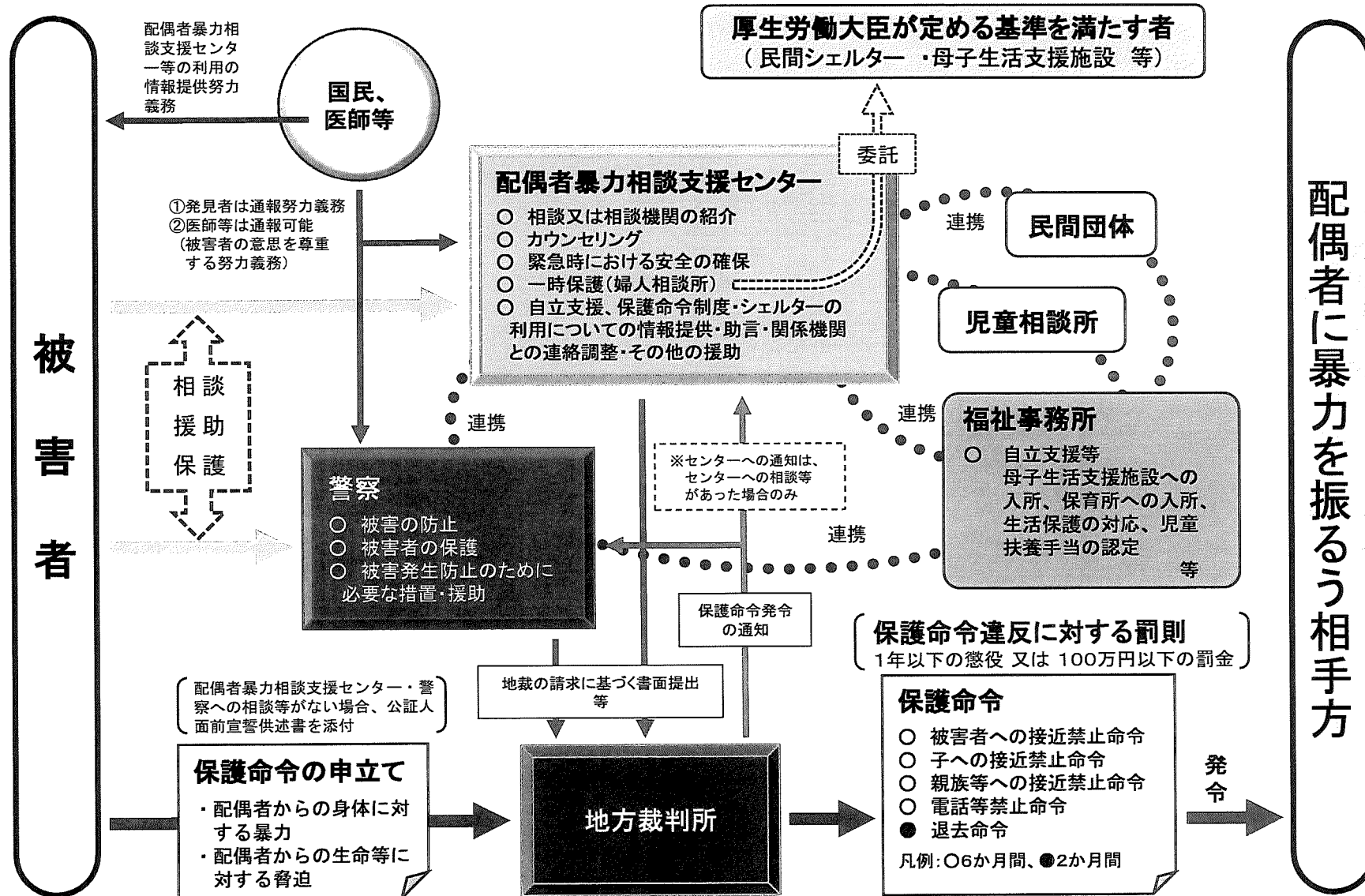


子どもが原因で別れなかった最大の理由(複数回答)



# DVの相談件数等

# 配偶者暴力防止法のフローチャート



# DV防止法における「配偶者」の定義

DV法施行  
平成13年  
10月13日～

第1次改正  
平成16年  
12月2日～

第3次改正  
平26年  
1月3日～

(法第28条の2の  
規定により準用)

- ・ 法律婚の相手方
- ・ 事実婚の相手方



- ・ 元法律婚の相手方
- ・ 元事実婚の相手方



- ・ 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしていないものを除く。）
- ・ 元生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしていなかったものを除く。）

法第1条第3項で  
定義を規定

ただし、離婚後や同棲解消後に始まった暴力であれば、  
「配偶者からの暴力」とはみなさない

## DV防止法における「暴力」の定義

- 身体に対する暴力（殴る、叩く、蹴るなど）
- 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動  
⇒精神的暴力、性的暴力も含まれる（第1次改正で追加）
- ☞ 警察官による被害の防止や援助の対象となる被害者は、  
配偶者からの「身体に対する暴力」を受けている者に限る
- ☞ 裁判所による保護命令の対象となる被害者は、  
配偶者からの「身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫」  
を受けた者に限る

# DV防止法における「相談」等について

## 配偶者暴力相談支援センター

【全国292か所（うち、市町村設置119か所）】

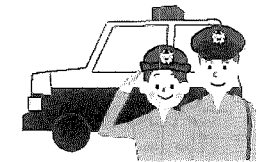
（令和2年4月1日現在）

都道府県の婦人相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村が設置している配偶者暴力相談支援センターもあります。

- ① **相談又は相談機関の紹介**
  - ② カウンセリング
  - ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
  - ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
  - ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
  - ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ※ 各施設ごとに、そこで果たしている機能の程度は異なります。

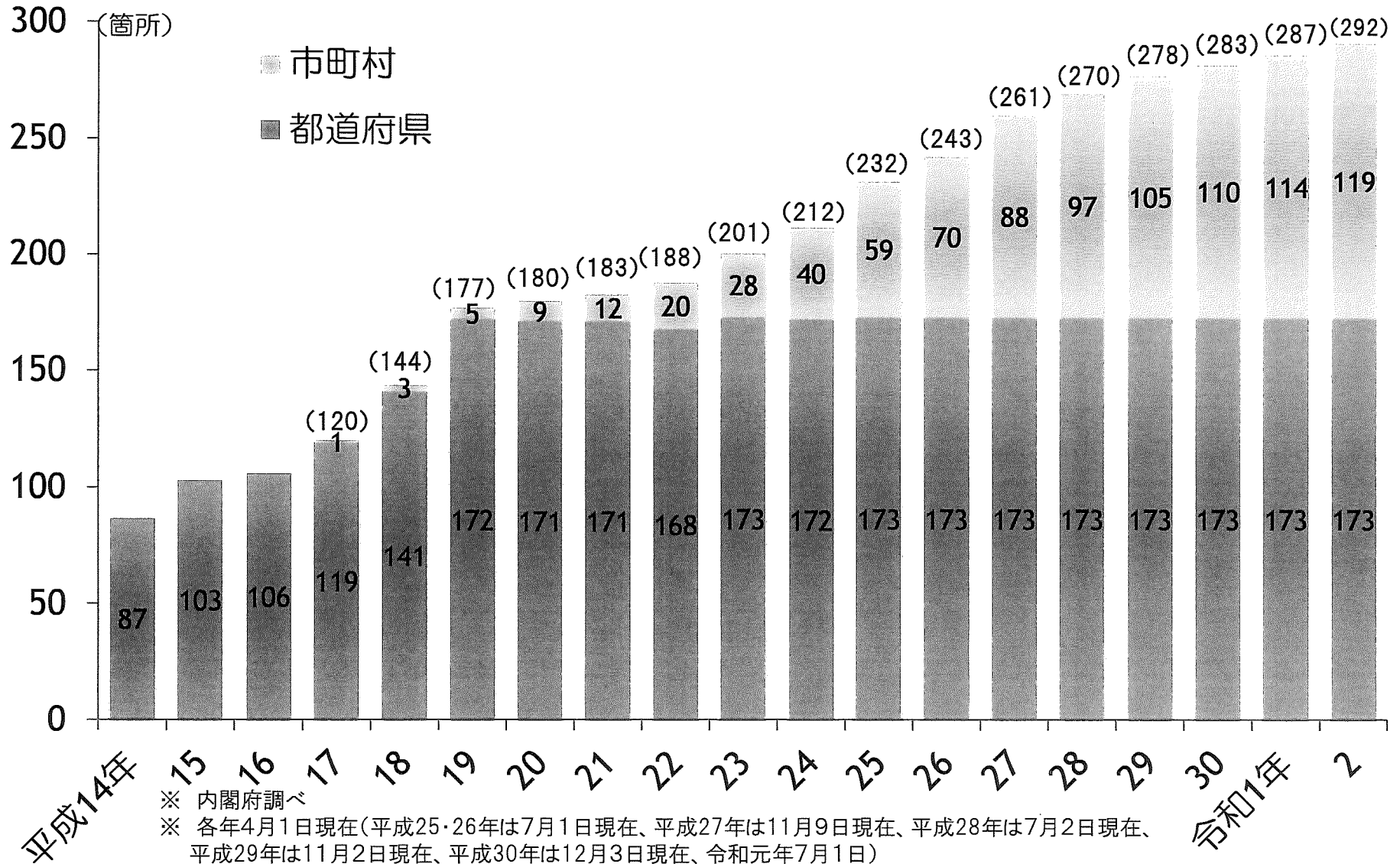
## 警察（警察官）

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。





# 配偶者暴力相談支援センター数の推移

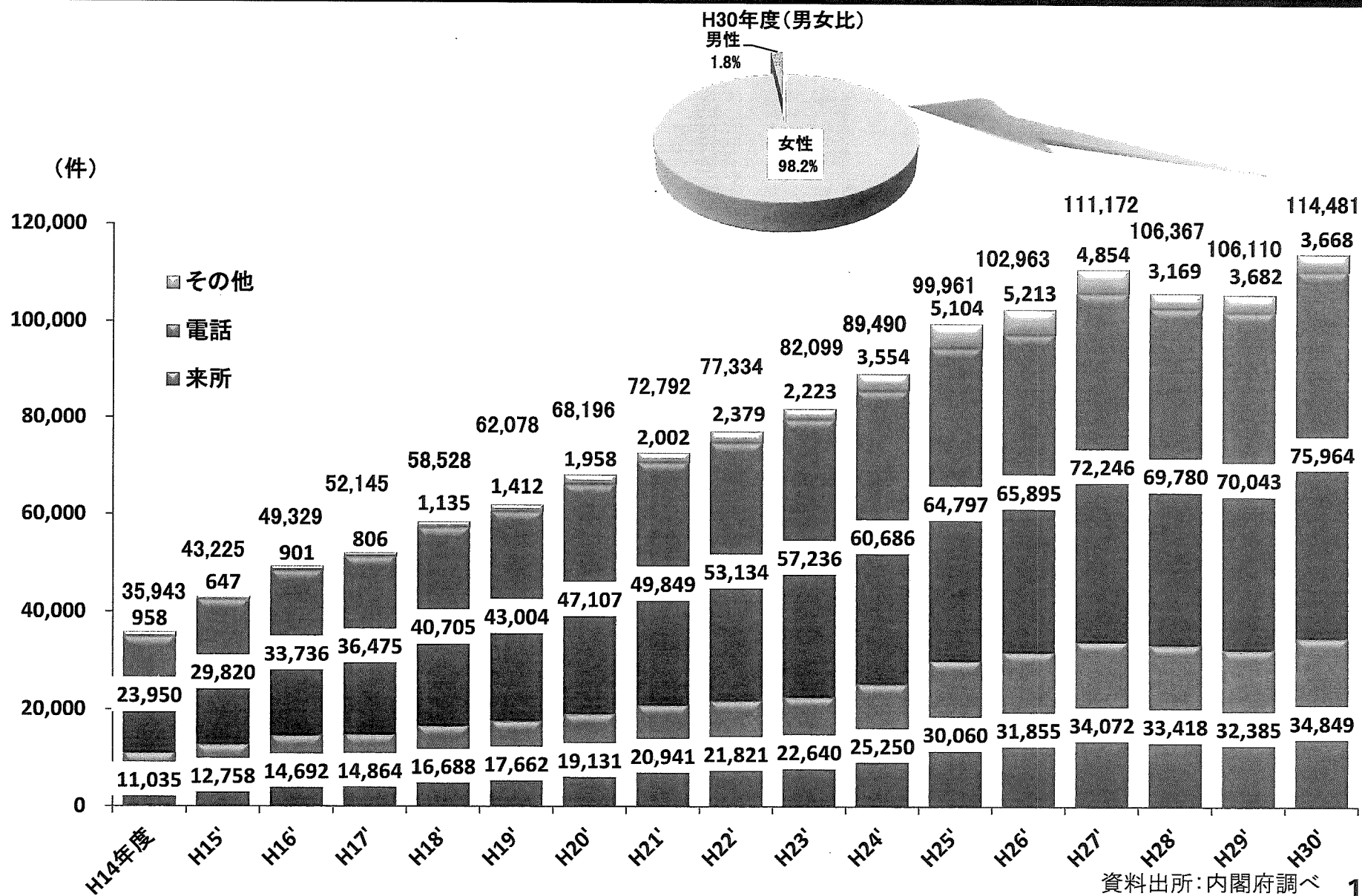


※ 内閣府調べ

※ 各年4月1日現在(平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在、令和元年7月1日)

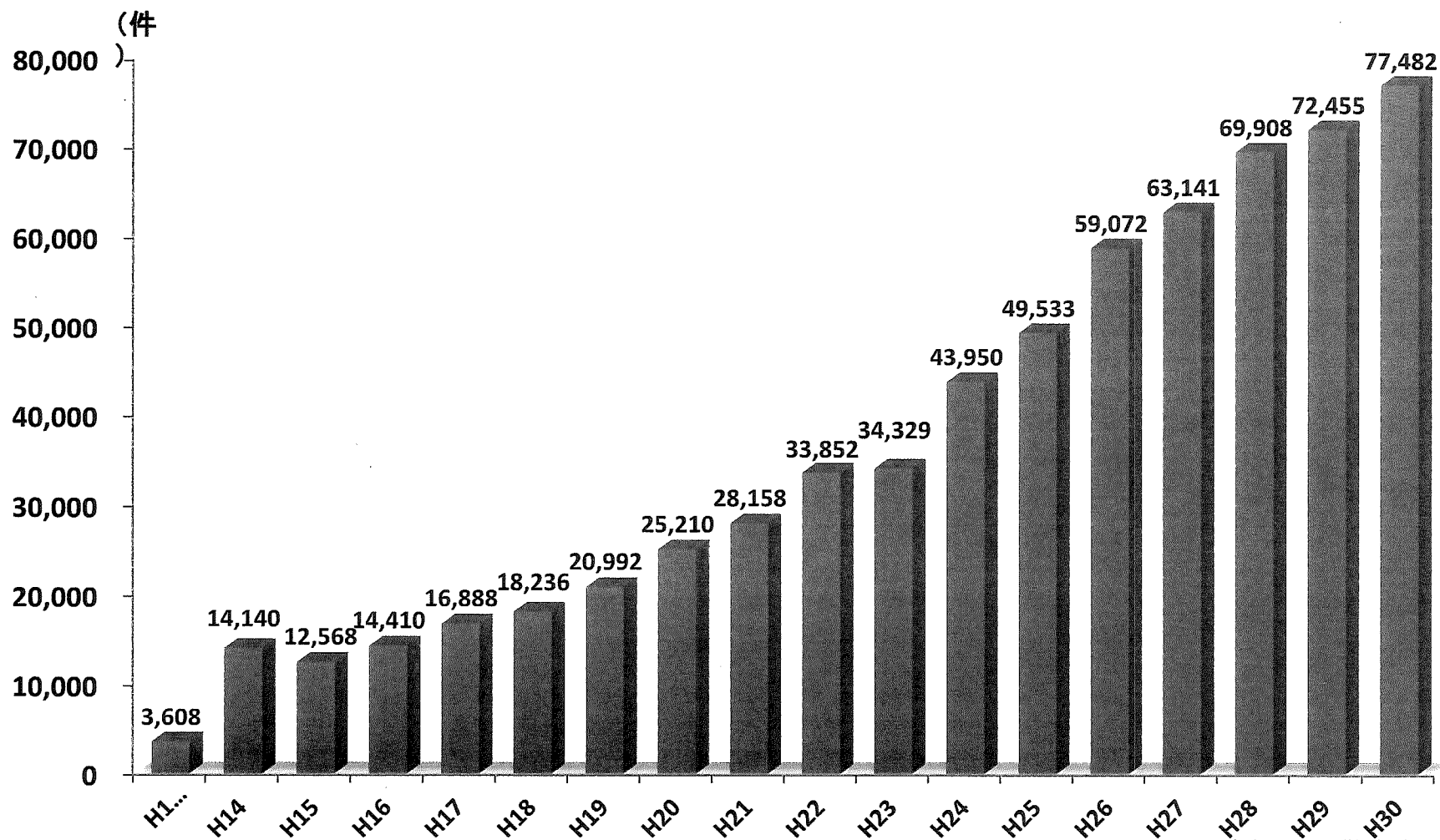
※ ( )内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

# 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



資料出所: 内閣府調べ

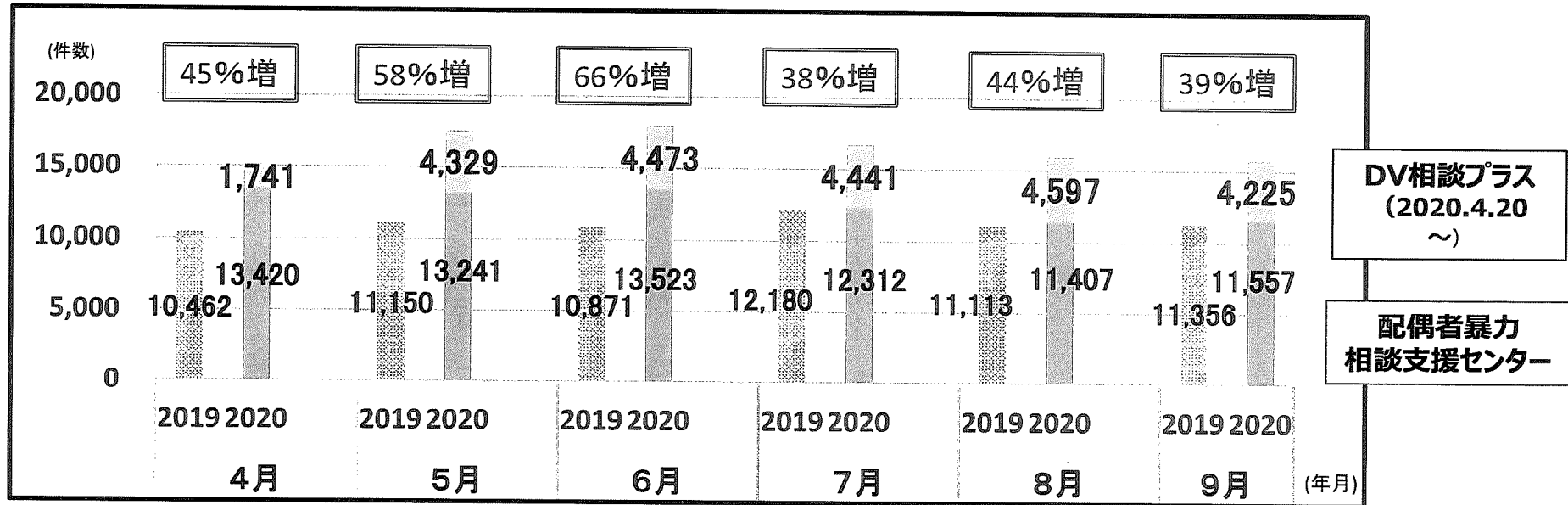
# 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移



資料出所：警察庁調べ

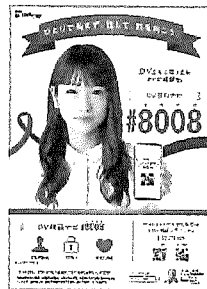
# DV相談件数の増加の状況

5月・6月は相談件数が前年同月の約1.6倍に増加



## 【DV相談ナビダイヤル】

※最寄りのDV相談センター  
#8008 (はれれば)



プラス  
DV相談+

令和2年4月20日開始

SNS相談  
メール相談

24時間電話相談

0120-279-889

同行支援、保護 等